

R5.3.16 山形市空家等対策協議会 資料3 まちづくり政策部 管理住宅課

山形市地区空き家対策総合実施計画

1. 計画の実施地区の区域

(1)実施地区の区域

区域 : 山形市全域

面積 : 381.58 平方キロメートル

2. 基本的方針

(1)実施地区の概要

平成 30 年住宅・土地統計調査の推計値では「住宅総数」115,440 戸に対しその他の 空き家は 6,310 戸 (5.5%) であり、平成 30 年度に実施した実態調査では、空き家数は 3,359 戸となっている。

(2)実施地区の課題

山形市では高齢世帯化、高齢単身世帯化が進んでいるほか、所有者または相続人の空き家の管理不足、空き家に対する問題意識が低いといった課題があげられる。また、密集市街地における老朽空き家に起因する防災上の危険が懸念される。

(3)実施地区の整備の方針

市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空き家等や不良住宅、その活用が不適当 又は難しい空き家等の除却を促進する。また、利活用が可能な空き家等については住宅 確保要配慮者に係る入居を拒まない登録住宅(以下「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」 という。) への活用を促進する。

(4)空き家対策総合実施計画の目標

計画期間 : 令和5年度から令和14年度まで(10年間)

目標: 特定空家等や不良住宅の除却数 10件

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅活用数 200戸

(5)連携した協議会等の概要

名称 : 山形市空家等対策協議会

主な構成員:山形市長、地域住民、弁護士、司法書士、不動産、建築、福祉、大学教授

3. 空き家の活用と除却に関する事項

(1)空き家対策基本事業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	活用用途又 は跡地の活用	件数・ 戸数	事業実施 予定時期
活用	-	-	社総交にて対応 (4. (2) ①住 宅確保用配慮者 専用賃貸)	-	1
除却	所有者等	不良住宅 (間接)	跡地要件なし	10 件	R5.4~R15.3
実態把握	山形市	空家等	_	_	R6.4~R7.3

(2)(除却後の跡地の活用に係る周辺住民等への周知フ	方法(制度要綱第 25 第6項第二
	号口により、第一号第イ a に該当する空き家住	宅等の除却の場合)
□⅓	トームページに掲載 □看板を掲示 □地方公共団体	この広報に掲載
□ ₹	その他()

- 4. 他の空き家対策に関する事項※
 - (1)他の空き家対策に関する事項※ 特になし
 - (2)空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組
 - ①(概要)住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への活用(空家住宅等の活用) (施行者) 民間

(事業実施予定時期) R5.4~R15.3

- ②(概要)山形市市街化区域除却補助事業 (施行者) 民間
 - (事業実施予定時期) R5.4~R15.3
- ③ (概要) 空き家バンク利活用推進補助金 (施行者) 民間 (事業実施予定時期) R5.4~R15.3
- 5. その他必要な事項※

特になし

- (注1) 空き家対策関連事業、空き家対策促進事業については、3.以外の該当箇所に各事業の必要事項を記入すること。
- (注2)住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第3項第一号、第二号に掲げるもののうち、 空き家対策総合実施計画に関連する記述について抜粋したものを添付すること。
- (注3) ※の事項については該当がない場合はその旨を記入すること。